



JFニュースレター 2020.5.7

新型コロナウイルス関連情報 NO.29

飲食店に対する各都道府県の要請について・7報

一般社団法人日本フードサービス協会 会長 高岡 慎一郎

政府は4日に開催した対策本部で、緊急事態宣言期間を5月31日まで延長することを決定しました。飲食店に対する要請について、現時点での自治体の対応（JF調べ）をお知らせします。

都道府県における飲食店への要請について（R2.5.7/12:00時点）

（○要請あり、－要請なし、空白検討中等）

特定警戒都道府県

	営業時間	酒類提供		営業時間	酒類提供		営業時間	酒類提供
	5:00-20:00	19:00まで		5:00-20:00	19:00まで		5:00-20:00	19:00まで
北海道※1	－	○ ⇒ －	石川	○	○	岡山	－	－
青森	○	○	福井 ※7	○ ⇒ －		広島	○	○
岩手	－	－	山梨	入場制限等を要請		山口	－	－
宮城 ※2	○ ⇒ －		長野 ※8	○ ⇒ －		徳島	－	－
秋田	○ ⇒ －		岐阜	○	○	香川	－	－
山形 ※3	夜間営業（20時以降）自粛		静岡 ※9	10市町が休業要請		愛媛	－	－
福島	○	○	愛知	○	○	高知	－	－
茨城 ※4	○	○	三重	－	－	福岡	○	○
栃木 ※5	－	○	滋賀	○	○	佐賀	－	－
群馬	○	○	京都	○	○	長崎	－	－
埼玉	－	○	大阪 ※10	○	○	熊本 ※11	○ ⇒ －	
千葉	－	○	兵庫	○	○	大分	－	－
東京	○	○	奈良	○	○	宮崎	－	－
神奈川	○	○	和歌山	－	－	鹿児島	－	－
新潟	－	－	鳥取	－	－	沖縄 ※12	○ ⇒ －	
富山 ※6	○ ⇒ －	⇒20:00まで	島根	－	－			

※1北海道	酒類提供時間を15日まで継続
※2宮城	7以降に時短要請の有無を決める（解除の方向）
※3山形	7日開催の医療専門家会議を踏まえ、対策本部会議で今後の対応を決定
※4茨城	時短営業を17日まで延長。14日の政府専門家会議を踏まえ18日以降の対応を決定
※5栃木	10日まで現行の要請を継続、11日から31日は新たな措置を実施予定
※6富山	10日まで現行の要請を継続、11日以降、酒類の提供は20時まで
※7福井	11日まで現行の要請を継続
※8長野	15日まで現行の要請を継続
※9静岡	伊豆の国市（5月10日まで）、御殿場市・川根本町・西伊豆町・河津町・松崎町・沼津市沼津港周辺（5月17日まで）、熱海市・伊豆市（5月20日まで）、小山町（期限を定めず）休業要請を継続
※10大阪	独自の数値基準を満たした場合、要請を解除
※11熊本	20日まで現行の要請を継続
※12沖縄	20日まで現行の要請を継続